

「根羽村田舎の親戚制度」実施要領（案）

1 背景

現在、最も感受性の高い青少年や現代人において、圧倒的に不足していると思われる体験とは、自然との触れ合いや、農林業等の一次産業に入るきっかけとなる田舎での交流・様々な原体験である。同時に、こうした農林業等の田舎で確立されているライフスタイルの実感である。こうした体験や実感がないために、地域資源と共に生きる豊かなライフスタイルを多くの方がイメージできていない。

従って、今こうした田舎の様々な体験の場の提供を、根羽村の村民が主体となって意図的に行うことの必要性や意義は大きい。地域の資源を活かしていきることのできる人材を育成するため、農林業等を実践している村民自らが先生となって、その魅力を次世代に繋げていくことの重要性は極めて高い。

そこで、ここに「根羽村田舎の親戚制度」を創出し、実践者である村民が田舎の先生として様々な魅力的な体験を指導するシステムを確立するものである。

2 趣旨

「根羽村田舎の親戚制度」とは、現在遊休化している農地や森林を第三者に利用してもらうこと等により、所得の向上や田舎にある技術・技能・知恵の継続を図ろうとする根羽村民（以下、甲という）と、農地や森林を利用したいと願う都市部等の住民や現在根羽村と連携している信州大学、岐阜女子大学、愛知教育大学等の学生（以下、乙という）との間で締結する意図的な親戚関係のことである。

親戚関係を締結することにより、乙が農地及び森林を利用する際の利用条件について明確化を図る共に、甲が利用者に対して責任を持って農林業等の指導を行い、親戚付き合いを通して利用者と交流の輪を広げ、四季に渡って根羽村の様々な素晴らしいを伝えることを目的とする。

また、締結した乙は根羽村の自然生活環境や施設等をより魅力的なものにするため、様々な村づくりの提案を行うものとする。

3 親戚関係受入者（甲）

根羽村に在住し農地や森林を所有し、それらを活用して対象者への指導等により所得の向上や、田舎にある技術・技能・知恵の継続を図ろうとする方。また、当親戚関係を通して対象者と村民との交流を支援し、対象者に根羽村の良さを伝えられる方。なお、農林業等の指導については、内容を熟知する他村民（「田舎の先生」）に依頼できるものとする。希望者は「農地及び森林利用者斡旋申請書」（別紙 1）を根羽村振興課に提出することとする。

4 親戚関係対象者（乙）

根羽村に愛着を持って継続的に来村でき、第8に挙げるような農地や森林を利用した様々な活動等が行える方。ただし、農地及び森林の利用を希望する場合、作業の困難性や継続性を考慮し、原則として一契約につき2名以上の希望者により田舎の親戚関係を締結するものとする。農地や森林は利用しないが、親戚関係を結んで根羽村と愛着を持って接したい方も可能とする。希望者は「根羽村田舎の親戚関係斡旋申請書」（別紙2）を根羽村振興課に提出することとする。

5 親戚関係受入者（甲）の事前準備

甲は利用希望者が農林作業等に支障なく従事できるように、事前に農地、森林、空家及び周辺進入路等の整備を図ること。面積の把握については、根羽村が甲から「農地及び森林利用者斡旋申請書」を受理後、根羽村役場振興課が測量の上算出する。

6 親戚関係の斡旋

根羽村振興課は、甲から提出された「根羽村農地及び森林利用者斡旋申請書」と、乙から提出された「根羽村田舎の親戚関係斡旋申請書」を照合し、田舎の親戚関係を結ぼうとする甲と乙の面談日を決定の上、「根羽村田舎の親戚関係面談通知」（別紙3）により両者に通知する。

7 親戚関係の締結

農地及び森林の利用等に当たっては根羽村立会いの下、両者面談の上、両者の利用合意が得られた場合に、「根羽村田舎の親戚関係契約書」（別紙4）により親戚関係を一年単位で契約し、乙は契約締結後、利用料を甲に納めるものとする。なお、農地や森林を利用せずに、利用者の特典のみを享受しようとする場合も、親戚関係の締結は可能とする。また、甲が締結する親戚関係の人数に制限は設けない。

8 「田舎の先生」の定義

「田舎の先生」の定義は、次の3点を満たしていることとする。

- ①地域資源を活かした生産的な活動に取り組んでいること。
- ②地域にある思想・技術・技能を次世代に伝えていること。
- ③里山がとても魅力的であることを実感させていること。

9 「田舎の先生」及び「山里暮らし塾」との連携

甲は、農作物の生産やその料理方法、森林利用や工作について責任を持って指導し、その指導者としての立場から「田舎の先生」と呼称するものとする。なお、甲が直接指導できない場合は、甲または根羽村は指導を充実させるため、「山里暮らし塾」（別紙）と連携して、他の「田舎の先生」や関連分野の講師に指導を依頼する

「田舎の親戚」募集のためのメッセージについて

集落名

氏名

プロフィール

メッセージ

です。

- ・林業体験については、林業指導ができるという回答の方を掲載していますが、イメージとしては25年生以下の間伐ができる森林を所有の方で、間伐体験用に森林を提供できる方が理想です。体験を兼ねて自らの森林を20%以上の本数間伐率で実施していただければ補助事業対象になるので、原則無料と考えています。
- ・きのこ園、山菜園は協力できる方を掲載します。
- ・空家利用については、永住的利用、活動拠点的利用、シェアハウスをイメージしています。
- ・休憩的利用については、ちょっと一息つける場所を提供するものです。縁側があつてそのお宅からの眺めがよかつたり、きれいなお花が庭に咲いていたり、入道雲がむくむくと湧きあがつたり、軒先に風鈴がかかっていて涼しい風が吹いていたり、蚊取り線香と蚊帳があつたり、そんなちょっとした田舎を感じさせる空間のあるお宅が理想的です。年間で契約すると良いと思います。

9 「田舎の親戚」の募集に必要なプロフィールとメッセージの例は

プロフィール	メッセージ
おいしい野菜作りにこだわる酒が大好きな50男です。家族思いで優しいのがポイントです。	私は皆さんに新鮮でおいしい野菜づくりを教えてあげられます。手間のかからないジャガイモとかコーンも良いけれど、愛知県の方なら、その気になればすぐ来れるので野菜づくりも問題なし。できれば、家族同士のお付き合いがしたいですね。ご家族のある方、私がしっかり面倒を見ましょう。5家族募集していますよ。

決まりは何もありません。メッセージで語りかけてください。皆様個々の特徴が出ることを期待しています。文章の長さはこの程度でしょうか。

ものとする。指導の場合は農地や森林等の現地の他、原則として「森沢グリーンハウス」、「森沢研修施設」及び各地区の公民館とする。なお、乙の希望する講師は村を通して招くことができる。

10 農地及び森林等の原則的な利用料

① 農地利用料

1m²当たり年額 250円

② 森林利用料

1ha 当たり年額 120,000円

③ 農地や森林を利用しない田舎の親戚関係

年額 12,000円、または一人1回500円

④ 講習会費

別紙「山里暮らし塾」の内容に基づく

⑤ 空家利用料

年額 120,000円

以上の利用料の他、消耗品等の経費については乙の負担とする。

木づかい体験については、別途根羽村森林組合体験料に基づくものとする。

11 利用内容

甲の所有する農地及び森林の現況に応じ、次のような農地及び森林の利用等に対応する。

① 農地利用

・次の作物等についての生産・収穫体験と環境整備を行う。

とうもろこし、アスパラガス、いちご、ほおずき、夏野菜、米、プレイスメイキング(現地に応じた環境整備や活動拠点づくり)

② 郷土食体験

・次の郷土食等を作る。

五平餅、川魚串焼き、からすみ、そば打ち、しし鍋、郷土料理
シカ肉バーベキュー、流しソーメン

③ 森林利用

・次の山しごと、里山遊びと環境整備を行う。

山しごと、森林・渓谷散策、プレイスメイキング(現地に応じた環境整備や活動拠点づくり)、渓流下り、焚き火、ドラム缶風呂、薪割り、きのこ栽培、炭焼き、オーダーメイドの山づくり、トレイルラン、ツリークライミング

④ 木づかい体験

- 次の木工作・木づかい体験を行う。

木のペンダントづくり、表札づくり、輪っぱづくり、絵手紙、木はがき、流域ものさしづくり、キットハウスづくり、根羽スギを活用した動く木のおもちゃ・ブランコ・ウッドデッキ・オセロ・足湯・どこでもボックス、バンブードーム、(ツリーハウス)体験、木の科学実験

⑤ 捕獲体験

- 次の捕獲体験を行う

山菜採り、シカ、イノシシ等獣の捕獲・解体見学、魚つかみ・魚釣り・調理体験

⑥ 田舎の親戚関係

- 次のとおり田舎の体験を提供する。

田舎で休憩、田舎の縁側、田舎の広間、田舎の夕焼け、田舎で団らん、田舎で昼寝、田舎でシャボン玉、田舎で風鈴、田舎ですいか割り、田舎で夏野菜

⑦ 講習会

- 次の内容の講習会を行う

根羽村農林業体験、里山体験、散策ガイド、森の健康診断ガイド、根羽村の獣や魚の生態とジビエ料理、根羽村の月瀬の大杉の生態、茶臼山北面森林植生、山地酪農と遊休農地を活用したやぎ飼育の取り組み、根羽村における獣害対策、根羽村のトータル林業、根羽村における伐採・造林一貫作業、木の住まいの基礎講座、子供への木の科学実験等

⑧ 空家利用

- 次のとおり空き家利用を提供する。

永住的利用、活動拠点的利用、シェアハウス的利用

⑨ その他

- 次のとおり田舎の親戚の家を活用する。

下宿利用、合宿利用、夏の勉強場所の確保等

12 利用にあたっての備品器具は、原則的に個人装備類は利用者が購入するものとし、備品類は親戚関係締結者の他、根羽村で斡旋する。

農機具 耕運機、鍬、鋤、ホース等

林業器具 チェーンソー、かかり木用ロープ、ヘルメット、枝打ち用鋸
植菌ドリル等

② また、もしこのような方々が仲間になっていたければ、今まで村民がどんなひどい目にあってきたのか、その時の気持ちを伝えられるかと思います。このことは、都市部の住民にとって出来心で仮に悪気がなかったとしても、山村での生活にどんなに悪影響を与えていたか、しっかり認識していただける機会となります。そして、そのように認識していただいた人は、根羽村を第二の故郷としてとらえることができるので、今度は自分が、そのような人を見かけた時に注意してもらえるだろうし、仲間にも今までの行為はいけないことだと、伝えていただけることだと思います。むしろ、今までのように、こそこそして盗み取るなどということではなく、遊休農地を活用して思いっきり好きなものを沢山作っていただければと思います。

7 現時点では根羽村には何人くらいの方が、遊休農地等を利用してもらってよい、と考えているのですか

- 平成 15 年度に行った調査では、約 80 名の方が遊休農地等について利用してもよいと回答されており、ホームページに掲載していきたいと考えています
- 平成 15 年度の調査は 400 世帯に調査を行ったのですが、回収率が約 50%と余り高くなかったので、現実にはもう少し利用してもらってよい、という村民の方がいらっしゃると考えています。
- 今回、村の方でアンケート調査に基づき、ホームページに掲載を検討していますが、今すぐは無理であるとか、もう少し準備期間が欲しいという方は、とりあえず「工事中」という表記をさせていただきます。どうしても辞めたいという方は削除いたします。
- 今回の説明で手を上げたい方から順次、募集をしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

8 農園等の体験料はいくらですか

- 体験料については次の表のとおり考えておりますが、ご意見ください。
なお、市民農園については農地法の関係により「貸付料」という考え方方が使えないでの、法的手続きを必要としない「体験料」という名称により募集します。

対象	価格
市民農園利用	1 m ² 当たり 250 円
切捨間伐材の利用	原則的に無料（個々に応談）
林業体験	原則的に無料
きのこ園・山菜園	原木代、材料代は実費
空家利用	個々に応談
休憩的利用	個々に応談

② 考え方としては次のとおりです。

- 市民農園利用については、体験料・指導料・機械使用料込みで 1 m²当たり 250 円としています。また、この金額は村が用いている借地料の近似値としています。
- 切捨間伐材については、アンケートの結果では全員無料で良いという結果

- ② しかしながら、親戚になられた方は、実際に今までこの土地で農林業を営んでこられた実績のある皆様からの指導を受けたいという気持ちが強いと思います。どんな作物が良いのか、という最も基本的なことから皆様ができる範囲で指導していただくのが最も「田舎の親戚」、「田舎の先生」の趣旨に合っていると思います。
- ③ その他「山里暮らし塾」という名称で、原則一泊二日で農林業の基本講座を開設し、一般の方々が気軽に農林業に参加できる仕組みを考えています。村民の方が講師になって、自分の経験を基本にした様々な分野のお話を聞かせていただけるのが一番理想的です
- ④ 「田舎の先生」という名称については、先生という言葉に強くとらわれないで、むしろ普通に農林業でやっていることを教えてあげられる、という感度で対応していただければ結構です。全く構える必要はありません。むしろ、農林業だけでなく森の中の獣道や川遊び、昔自分がやっていた遊びと一緒にやってもらったり、縁側から見えるきれいな夕焼けや秘密の山菜取りの場所やお料理の仕方を教えてあげたり、気兼ねなく昆虫や花を自由に採らせてあげたりしていただければ結構です。例えば、小中学生に「こんなふうにして、好きなようにやってごらん」と言って、少しだけなら面倒を見てあげられるよ、という気持ちで接していただければ良いかと思います。要は、田舎の生活の中にある様々な知恵や経験に基づいた楽しさを伝えてもらい、そのような触れ合いの中から、共に楽しい時間を作り出し共有していただきたいと思います。
- 5 農地が整備され、または現状のままで良いとして、どのように募集するのですか。
- ① 基本的には村のホームページに皆様の作業風景等の写真と紹介文を掲載し、それを見たお客様から、村のホームページに申し込みをしてもらいます。
- ② その場合、恐らく複数の場所を見てみたいと考えられるので、お客様が複数の村民を選んで申し込んでもらい、下見の日を決めてもらいます。（下見日を固定することも検討しています）
- ③ お客様がその下見を通して、親戚契約の対象者を決定できた場合、使いたい農地の範囲を杭などで目印として残していただき、後日村が面積を測量します。対象者の決まったお客様は、村民の親戚として相応しいかどうか村長との簡単な面談を行っていただき、問題ないと村長が判断できた場合に、その面積から体験料を算出して、お客様と村民に通知してお客様に振込み手続きを行ってもらいます。
- ④ 契約については1年間を原則とし、継続は可能とします。
- 6 過去にも都市部の身勝手な方々に農作物やきのこ、山菜などを我が物顔で取っていかれた経験があるのですが、「田舎の親戚制度」はこのような状況を助長してしまうのではないかですか。
- ① 原則的にそのような方を見つけたら、むしろ「田舎の親戚制度」があるから、契約しないかどうか、誘っていただければと考えています。そのような方は、本当に他人のものとわかっていて身勝手なことをしている確信犯と、知らないで少しくらいならいいだろう、という出来心でやっている人がいるかと思います。本当に悪質な人はともかくとして、普通ならそうまでして取りにきてている人なので、田舎そのものの魅力がわかっている人が大半です。むしろ、こうした受け入れ制度があれば、利用してもよい、と考える人が多いのではないかと思います。

13 田舎の親戚車座集会
甲と親戚関係を締結した乙一同で、各地区の公民館等を利用して「田舎の親戚車座集会」を開催し、様々な提案の収集と親戚同志の交流を図ることとする。

14 収穫祭りと生産物発表会
甲と乙及び田舎の親戚車座集会等の決定に基づき農産物等の収穫祭りを行う。その際、有志による生産物発表会を行い、各生産者の生産技術の向上に努める。

15 田舎の親戚関係締結者の特典
乙は根羽村が指定する労働参加型ミッションに参加することにより、労働の対価に応じた「地域通貨」を受理することができる。

16 田舎の親戚関係の解約
甲と乙の意向及び甲並びに乙の不誠実な行為等により「根羽村田舎の親戚関係」を解約する場合は、「根羽村田舎の親戚関係解約報告書」（別紙5）を根羽村振興課に提出する。根羽村振興課は乙の解約理由と甲の意見を聴取の上、これを受理するものとする。なお、未利用分の利用料については、状況に応じて根羽村を通して甲から乙に返還するものとする。

農地及び森林利用者斡旋申請書

平成 年 月 日

根羽村長様

活用希望者 住 所
氏 名
連絡先

印

私は下記のとおり現在所有している農地等を活用したいので、利用者の斡旋を希望します。

記

1 提供できるサービス

- ①農地利用_____
- ②郷土食体験_____
- ③森林利用_____
- ④木づかい体験_____
- ⑤捕獲体験_____
- ⑥親戚関係_____
- ⑦講習_____
- ⑧空き家_____
- ⑨その他_____

注) 利用してもらう内容は別紙より選択して記入してください。

2 利用者のタイプ

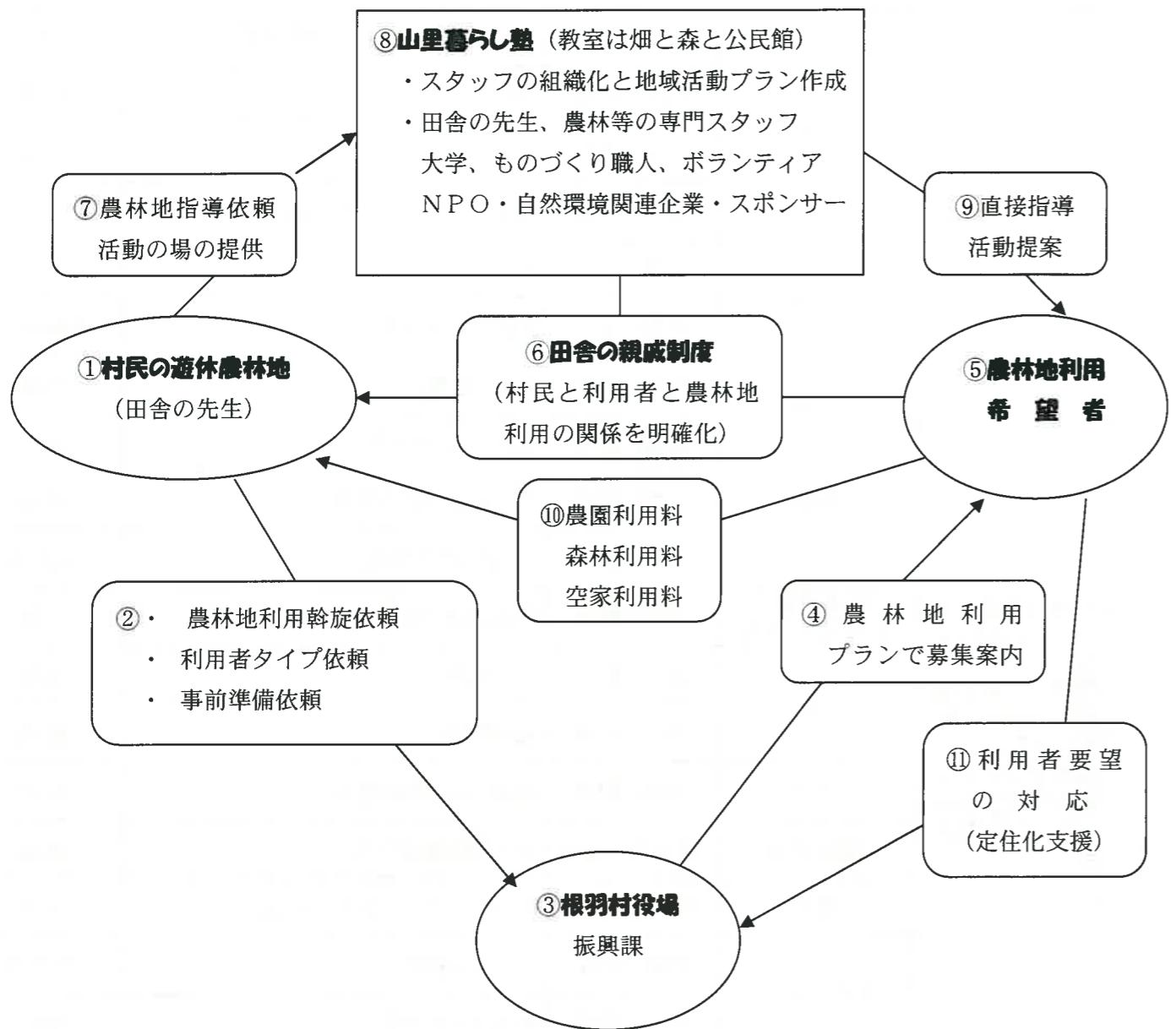
区分	内 容
学 生	男子大学生()・女子大学生()
社会人	都市部住民・特定企業社員()・都市部OL スポーツ関係者()・芸能人() クラフトマン()・養子嫁候補者 その他()・特になし
年齢の範囲	
対応可能人数	

注)希望する利用者のタイプに○印を記入してください。具体的な要望がある場合には()に記入してください。

「田舎の親戚制度」に対する質問と回答

- 1 遊休農地を第三者に利用してもらうなど、有効に活用したいと思っていますが、どうすればよいですか。
 - ① 「農地及び森林利用者斡旋申請書」を根羽村振興課に提出してください。
 - ② 利用してもらってもよい農地の状況を教えてください
 - ア すぐ使えるように整備されている
 - イ 放置されているがこれから一体的に整備ができる
 - ウ 放置されており、整備ができないので村に支援してもらいたい
 - エ 放置されたまま「ほんもの体験」として顧客に整備してもらう
 - ③ 上記のウの場合、補助事業等による対応を検討します。
- 2 「田舎の親戚」契約をするための遊休農地の整備について、どのような支援策があるですか。
 - ① 農林業を通して都市部住民や青少年との交流を図りながら、地域の活性化を推進する助成金制度等を活用して、それを財源として村の事業として対応できるよう検討します。
 - ② 補助対象は、農地の整備を賃金で対応すること、獣害対策としての電柵とトタン板などが村で購入できます
 - ③ 整備されていない遊休農地でも補助事業を活用すれば、交流のための農地整備は可能です
 - ④ 森林と農地を結びつける視点として、細い間伐材を半分に割った獣害対策用の杭材としての使用等、これらも現地近くの森林から体験を通して調達していただけすると理想的です
- 3 田舎の親戚になった方々の使用する道具はどのように考えていますか。
 - ① 原則的に対応する村民の方々の農機具等をお借りしたいと考えています。その際の使用料については、原則的に1m²当たりの体験指導料250円の範囲に含めて考えています
 - ② 村で最低これだけは揃えておいた方が良いという器具類があれば申し出ください
 - ③ できれば、顧客になっていただいた方に継続的に熱意を持って取り組んでいただきため、必要な器具はできるだけ購入してもらうように勧めていきたいと思います。
- 4 田舎の親戚になって契約を締結しても良いが、余り専門的な指導はできないし、「田舎の先生」という名称には少し負担を感じます。
 - ① 原則として、県、村、農協、森林組合等のスタッフが専門的なことについて対応します。ただし、現実的には親戚になられた方々が活動するのが土・日曜日になると思われますので、常に現地で対応するのは困難かと思います。あらかじめ、要望を取り対応できる場合は、講習会という形式を考えています。

「田舎の親戚制度」イメージ図



②農林地利用タイプ	②利用者タイプ	⑥田舎の親戚制度	⑧山里暮らし塾
農園利用	村民	・ 農林地と村民と利用者を明確化	・ 村民が自分の土地で知恵を教える田舎の先生
切捨間伐材利用	都市部住民	・ 原則的に1年契約	・ 専門指導を行えるスタッフを参集又は募集（村、スポンサーが支援）
森林空間利用	特定企業社員	・ 農林地利用料を明確化	・ 地元の農林地に関連するテーマで様々な活動を実施
きのこ栽培利用	大学生	・ 様々な活動の拠り所（要望受け入れ）	・ 村の付加価値を高め地域文化を再認識
空家利用	都市部OL	・ 村民が求めている方と親戚関係	・ 村の人材を最大限に活用
クラフト工作利用	スポーツ関係者	・ できれば村内施設、周辺温泉施設割引券等の特典	・ 高齢者から若者へ文化の受け渡し
休憩お茶飲み雑談利用	芸能人		
木造建築セルフビルド養成	クラフトマン		
ログビルダー養成	養子・嫁候補者		
自然エネルギー土地提供	対応人数は二人以上		
憩いの森林育成			
森林浴ランニングコース			

3 その他

他に希望する条件等があれば記入してください。

利 用 内 容

利用項目	利用内容
①農地利用	とうもろこし、アスパラガス、いちご、ほおずき、米、プレイスメイキング(現地に応じた環境整備や活動拠点づくり)
②郷土食体験	五平餅、川魚串焼き、からすみ、そば打ち、しし鍋、郷土料理シカ肉バーベキュー、流しソーメン
③森林利用	山しごと、森林・渓谷散策、プレイスメイキング(現地に応じた環境整備や活動拠点づくり)、渓流下り、焚き火、ドラム缶風呂、薪割り、きのこ栽培、炭焼き、オーダーメイドの山づくり、トレイルラン、ツリークライミング
④木づかい体験	木のペンダントづくり、表札づくり、輪っぱづくり、絵手紙、木はがき、流域ものさしづくり、キットハウスづくり、根羽スギを活用した動く木のおもちゃ・ブランコ・ウッドデッキ・オセロ・足湯・どこでもボックス、バンブードーム、(ツリーハウス)体験、木の科学実験
⑤捕獲体験	山菜採り、シカ、イノシシ等獣の捕獲・解体見学、魚つかみ・魚釣り・調理体験
⑥田舎の親戚	田舎で休憩、田舎の縁側、田舎の広間、田舎の夕焼け、田舎で団らん、田舎で昼寝、田舎でシャボン玉、田舎で風鈴、田舎ですいか割り、田舎で夏野菜
⑦講習会	根羽村農林業体験、里山体験、散策ガイド、森の健康診断ガイド、根羽村の獣や魚の生態とジビエ料理、根羽村の月瀬の大杉の生態、茶臼山北面森林植生、山地酪農と遊休農地を活用したやぎ飼育の取り組み、根羽村における獣害対策、根羽村のトータル林業、根羽村における伐採・造林一貫作業、木の住まいの基礎講座、子供への木の科学実験等
⑧空家利用	永住的利用、活動拠点利用、シェアハウス
⑨その他	田舎の親戚の家活用(下宿利用、合宿利用、夏の勉強場所確保) その他()

思想	技能分野	田舎の先生	取り組み内容	場所
①地域資源を活かして生きている。 ②地域にある技能を次世代に伝えている。 ③里山はとても魅力的であることを実感させている。	農業	鈴木伸治	とうもろこし・ほおずき・絵手紙	平
		石原 邦雄	いちご	高橋
		片桐 達司	乳牛	萸野
		南木 一美	遊休農地活用・やぎ・山村コーディネイト	森沢
林業	石原 光治	山しごと・炭焼き・しいたけ	檜原	
		小野 隆治	木育アイテム製作	森林組合
漁業	片桐 増男	アマゴ養殖	檜原	
		西尾 竹司	魚釣り・魚の生態	上町
狩猟	片桐 邦雄	ぐくりわな、獣の生態	高橋	
ジビエ	片桐 龍男	しし鍋ジビエ料理	小戸名	
渓谷歩道・森林散策歩道	石原 明治	歩道のコース設定及び整備計画	上町	
食	田中 きく江	からすみ	上町	
	原 小夜子	五平餅他	黒地	
演劇	石原 明子	喜劇・人に元気を与える	小川	
農家民泊	佐々木 秀彦	子ども体験受け入れ	黒地	
景観	小木曾 秀美	オーダーメイドのサクラ山他	老平	
地域デザイン	安藤 大輔	デザイン提案	日進市	
	丹羽 健司	地域アドバイザー	岩村	
集客・観光	川島 達	集客・観光システム	名古屋市	
歴史・文化	片桐 亀十	歴史・文化	小戸名	
知の集積	信州大学 内川先生	農林業の担い手人材育成	長野県	
	岐阜女子大学 吉水先生	交流人口拡大のための人材育成	岐阜県	
	愛知教育大学 樋口先生	木育のための人材育成	愛知県	
地域コーディネイト	小木曾 秀美	地域資源情報・田舎の桃源郷の実践	老平	
	今村 豊	地域資源情報・ボルダリング・トレールラン・田舎暮らし・山・バイク	飯田市	

(別紙 5)

根羽村田舎の親戚関係解約報告書

平成 年 月 日

根羽村長 大久保 憲一 様

受入者 住 所

氏 名

利用者 住 所

氏 名

(別紙 2)

根羽村田舎の親戚関係斡旋申請書

平成 年 月 日

根 羽 村 長 様

利用希望者 住 所

氏 名

年 齢

連絡先

印

私は下記のとおり根羽村田舎の親戚関係を締結したいので、斡旋を希望します。

このたび、根羽村田舎の親戚関係を解約することになりましたので、報告します。

記

1 希望する内容

- ①農 地 利 用 _____
- ②郷 土 食 体 験 _____
- ③森 林 利 用 _____
- ④木づかい体験 _____
- ⑤捕 獲 体 験 _____
- ⑥親 戚 関 係 _____
- ⑦講 習 _____
- ⑧空 き 家 _____
- ⑨そ の 他 _____

注) 希望する内容は別紙より選択して記入してください。

2 他の希望者

住 所

氏 名

年 齢

連絡先

住 所
氏 名
年 齢
連絡先

(立会人)

第 10 条 甲及び乙による本契約の確実な履行を図るため、村の代表者が本契約時に立会い、両者の合意を確認するものとする。

2 本契約に疑義が生じた場合、または本契約の履行に支障が生じた場合、立会人は甲及び乙の事情を把握し、この解決に努めるものとする。

住 所
氏 名
年 齢
連絡先

(その他)

第 11 条 本契約に定めのない事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

以上の内容について同意しますので、ここに田舎の親戚関係を締結します。
上記契約を証するため、甲・乙及び立会人は記名捺印のうえ各々1通を保有する。

住 所
氏 名
年 齢
連絡先

平成 年 月 日

甲 住 所
氏 名 印

住 所
氏 名
年 齢
連絡先

乙 住 所
氏 名 印

住 所
氏 名
年 齢
連絡先

乙 住 所
氏 名 印

住 所
氏 名
年 齢
連絡先

乙 住 所
氏 名 印

住 所
氏 名
年 齢
連絡先

乙 住 所
氏 名 印

立会人 住 所 長野県下伊那郡根羽村 1762

氏 名 大久保 憲一 印

(利用内容)

第6条 農地等の利用内容は、次のとおりとする。

- ①農地利用
- ②郷土食体験
- ③森林利用
- ④木づかい体験
- ⑤捕獲体験
- ⑥親戚関係
- ⑦講習
- ⑧空き家
- ⑨その他

(農地及び森林の利用料)

第7条 農地等の利用料については次のとおりとし、契約後、根羽村振興課に支払うものとする

農地利用料（年額）	金	円
森林利用料（年額）	金	円
農地や森林を利用しない田舎の親戚関係	金	円
講習会費	金	円
空家利用料（年額）	金	円
計	金	円

(契約の解除)

第8条 乙の責任に帰する次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が契約に違反したとき。
- (3) 乙が契約地周辺の住民や当契約に係る利用者などに迷惑を及ぼし、かつ甲の指示にも従わなかったとき。

(利用料の返還)

第9条 乙に対して第8条による解除があったときには、乙が既に納めた利用料は返還しない。次の各号に該当するときは、甲は利用料の全部または一部を乙に返還する。

- (1) 契約期間中に甲が農地を閉鎖したとき。
- (2) その他、甲が相当と認めたとき。

(別紙)

利 用 予 定 表

月	希望する利用内容	作業予定日	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

根羽村田舎の親戚関係面談通知書

平成 年 月 日

受入者・利用希望者 様

根羽村長 大久保 憲一

このたび、根羽村の農地等受入希望者と農地等の利用希望者の要望が一致しましたので、根羽村長 大久保 憲一の立会いの下で「根羽村田舎の親戚関係」の面談を実施します。面談の結果、条件等について調整の上、田舎の親戚関係契約についての準備を進めます。

ついては、下記のとおりご参考いただきますようお願いします。
なお、当日現地確認をいたします。

記

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 日 時 | 平成 年 月 日 時～ |
| 2 場 所 | 根羽村役場 |
| 3 持 参 品 | 現地を歩ける身支度、実印(契約締結が可能な場合) |

根羽村役場 振興課 電話 0265-49-2111

根羽村田舎の親戚関係契約書

(目的)

第1条 当契約書は根羽村に農林地を所有する者（以下、甲）と、根羽村の農林地を利用した農園体験や森林利用等を希望する者（以下、乙）との間で、「根羽村田舎の親戚関係」を締結するにあたり、両者の合意と利用関係に必要な事項を定めるものである。

(田舎の親戚関係)

- 第2条 根羽村の農地及び森林を利用しようとする乙は、その対象となる農地及び森林を所有する甲と当契約書により「根羽村田舎の親戚関係」を締結すること。
- 2 乙は根羽村の農地及び森林を活用することにより、農作物の生産や森林利用を楽しみ、同時に甲を通して共に田舎の空間を共有して、田舎の情緒や人との触れ合い、根羽村の良さを味わい楽しむこと。

(農地及び森林の利用関係)

- 第3条 乙は農地及び森林の利用について甲の立会いの下で現地確認をし、利用面積を確認の上、利用内容（別紙利用予定表）の承諾をうけること。
- 2 乙は農地及び森林の利用毎に、事前に甲に連絡すること。
- 3 契約期間は1年間とする。ただし、継続契約は可能とする。
- 4 乙は農地及び森林の利用にあたって農機具等が必要な場合は根羽村役場まで事前に申し込むこと。
- 5 乙は作業に必要な消耗品については、自力により用意すること。
- 6 甲は乙の作業指導に責任をもって対応し、トイレや手洗い等、乙の休息に支障がないように案内すること。
- 7 両者どちらかの都合により親戚関係を解約する必要が生じた場合は、別紙「根羽村田舎の親戚関係解約申請書」を根羽村振興課に提出すること。
- 8 その他の事項について、両者の同意の上で対応すること。

(契約期間)

第4条 本契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(農地及び森林の利用面積)

(利用面積)

第5条 本契約の利用料の根拠となる利用面積は次のとおりとする

農 地	_____ m ²
森 林	_____ ha